



トクシイ

ふれあい収集のご案内



ごみゼロん!

高齢者や障がいでごみ出しが困難な方へ

ふれあい収集は、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集に行き、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

1. ご利用できる世帯

次のいずれかに該当し、親族や近隣の方にごみ出しの協力が得られていない方。

- (1) 65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の1級もしくは2級の交付を受けている方
- (3) 療育手帳のA1もしくはA2の交付を受けている方

2. ごみの収集について

- (1) 収集するごみは、①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③プラスチック製容器包装、④缶・びん・ペットボトル、⑤新聞紙、⑥雑誌・ダンボール・紙パックになります。
- (2) ごみ収集場所は、原則として利用者宅の玄関先や門扉先とします。

3. お申し込み等

■申請書の配布や申請の受付は、市民環境政策課の窓口で行っています。

※申請書の提出は、代理申請でも受付しています。

■申請書は、徳島市のホームページからもダウンロードできます。

—ふれあい収集のお問い合わせ—

市民環境政策課 企画担当

☎ (088) 652-5217

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

裏面に続く

4. 申請(申込み)から収集になるまで

(1) 申請書の提出

・申請書に必要事項をご記入のうえ、介護の度合いや、障がいの程度で分かる書類を添付して、市民環境政策課の窓口へご提出ください。

※親族や介護に携わる方（ケアマネージャー、ヘルパー、町会長、民生委員等）の代理申請もできます。



(2) 訪問・現地確認

・市職員が、申請者のご自宅を訪問し、ごみを出す場所等についてお話を伺います。代理申請の場合は、代理人の方にもご同席いただきます。



(3) ふれあい収集の利用決定と収集開始

・訪問の後、利用の適否について決定し、収集開始日等を通知でお知らせし、ふれあい収集を開始します。（利用が認められなかった場合もその旨お知らせします。）